

平成 29 年度 中小企業等外国出願支援事業補助金

事 業 案 内

平 成 29年 6月 公益財団法人にいがた産業創造機構

目 次

中小企業等外国出願支援事業補助金について

1.	制度の目的		•	•	• •	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	1
2.	事業の概要		•	•		•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	1
3.	募集スケジュ	ール・	提	出書	書類	等		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	4
4.	審査・採択に	ついて	-	•		•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	6
5.	状況報告書の	提出		•		•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	6
6.	実績報告書の	提出・	補	助会	金額	の存	在定		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	6
7.	補助事業者の	義務	•	•		•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	6
8.	採択内容の公	表につ	OV V	て		•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	6
9.	補助事業の流	:h •				•						•	•				•	•			7

中小企業等外国出願支援事業補助金について

1. 制度の目的

本制度は、公益財団法人にいがた産業創造機構(以下「機構」という。)が知的財産を活用した 海外展開を考えている県内中小企業等を支援し、海外市場への新たな参入や新事業展開を促進する ことを目的としています。

2. 事業の概要

優れた技術等を外国において広く活用しようとする中小企業者等が行う外国への特許等の出願 に必要な経費を補助します。特許等の出願とは、特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標の各 出願を言います。

(1) 応募資格

新潟県内に事業所を有する中小企業者※及びそれらの中小企業者で構成されるグループ(グループの構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)。

ただし、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることが出来る者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法(平成10年3月25日法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利法人(以下「NP0法人」))。

※中小企業者とは…大企業 (大企業が 100%資本を出資している等の「みなし大企業」を含む)の支配下ではない中小企業者

(2) 対象要件(条件)

- ①事業を営まない個人の出願は対象外です。
- ②法人の場合、「出願人」が法人名でなければ対象になりません。
- ③国内の先行(類似)技術調査等からみて外国での権利取得の可能性が否定されないと判断される出願(案件)であり、権利が成立した場合には、当該権利を活用し、戦略的な事業展開と経営の向上が見込まれる案件であることが必要です。
- ④申請時において、既に日本国特許庁に対して行っている特許 (PCT 出願を含む)、実用新案、意 匠、商標の各出願(当該補助年度内の出願に限りません)を基礎として、これと同一内容で行 う外国出願が対象となります。よって、日本国特許庁への基礎出願がない案件は対象外です。
- ※平成30年2月末までにパリ条約等(台湾等のWTO加盟国も可)に基づき優先権主張等をして 主張期間内に外国特許庁へ出願する案件が対象となります。
- ※特許協力条約に基づく国際出願(PCT 出願)の場合は、平成30年2月末までに各国への国内移行が完了すること及び国内移行に係る経費が補助対象になります。
 - よって、受理官庁への PCT 出願及び国内移行するまでの各手続(国際段階の各手続)に係る 経費は対象外です。
- ※マドプロに基づく国際商標登録出願の場合は、日本国特許庁を受理官庁として行う国際商標 登録出願を行う前に当該補助金の申請をすることが必要です。
- ※意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき、外国特許庁への出願を

- 行う場合、既に日本国特許庁に行っている出願には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本 国を指定締約国とするものを含みます。
- ⑤「出願」に必要な経費の補助の観点から、特許法や商標法といった知的財産法に基づく出願 制度がきちんと整備されている国への出願のみが対象となります。

【特 許】

- ①補助金申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、翌年2月末までに優先権を 主張して外国特許庁(欧州特許庁含む)に対して出願を行う案件
- ②補助金申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT 出願を完了している案件で、採択後、翌年2月末までに外国特許庁(欧州特許庁含む)に国内移行を行う案件
- ③補助金申請前に PCT 出願を外国特許庁を受理官庁として出願しており、日本国特許庁への国内 移行も完了している案件で、採択後、翌年 2 月末までに外国特許庁(欧州特許庁含む)に対し 国内移行を行う案件
- ※欧州特許出願の場合、欧州特許庁から査定が出たあとの各加盟国への移行手続きに要する費用は対象外です。

【実用新案】

- ①補助金申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案登録出願を完了した案件で、採択後、翌年2月末までに優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件
- ※実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権主張して外国特許庁へ 出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許もしくは実用新案い ずれの出願でも構いません。
- ②補助金申請前に受理官庁として日本国特許庁に対し PCT 出願を完了している案件で、採択後、翌年2月末までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ③補助金申請前に PCT 出願を外国特許庁を受理官庁として出願しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、翌年 2 月末までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

(意匠)

- ①補助金申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、翌年2月末までに優 先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件
 - (以下②~④は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき出願を行う場合)
- ②補助金申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、翌年 2 月末までに優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- ③補助金申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本を指定締約国として指定する予定の案件で、採択後、翌年2月末までに優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- ④補助金申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している案件で、採択後、翌年 2 月末までに優先権を主張して当該出願を外国特許庁の出願の基礎となる国内出願とし、外国 出願する案件

【商標(冒認対策商標含む)】

- ①補助金申請前に日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、 翌年2月末までに外国特許庁に直接商標出願を行う案件
- ②補助金申請前に日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、 翌年2月末までに国際商標登録出願を行う案件
- ※商標案件の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記、又は現地語等に翻訳している案件も対象となります。基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなします。
- ※出願予定国での先行調査等で問題が無ければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません。 ※国際事務局(WIPO)へ納入する国際手数料は出願と同時に支払う場合に限り対象となります。

(3)補助対象経費

経費区分	内 容				
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費				
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費				
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費				
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費				
7 0/14	外国特許庁への出願に関連する経費(外貨送金手数料等)				
その他	のうち機構が必要と認める経費				

- ※交付決定日から平成30年2月末日までに支払いが完了する経費が補助対象です。
- ※共同出願の場合は、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた補助となります。
- ※外国への直接出願であれば、複数国への外国出願に要する費用も補助対象となります。

(4)補助対象外経費

経費区分	内 訳						
日本国特許庁への出願に要する経費	 ① 国内出願に要する経費(日本国特許庁に支払う費用) ② PCT 出願に要する経費 (国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等) ③ 国際登録出願に要する日本国特許庁に支払う手数料等 ④ 国内出願、PCT 出願に係る弁理士費用 						

※交付決定日前に発注・支払済みの経費は補助対象外です。

- ※日本国内における消費税及び地方消費税、及び外国における付加価値税(VAT)は補助対象外です。
- ※出願に不備等があった場合の補正費用等、一度外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に 外国特許庁に支払う費用は補助対象外です。
- ※外国特許庁に出願するために要する経費であっても、PCT 出願に要する国際出願手数料や日本

国特許庁に支払う費用(国内出願費用、PCT 出願費用(国際調査手数料、送付手数料、優先権証明書請求の費用、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等を含む)、国際商標登録出願の日本国特許庁への手数料)、国内出願・PCT 出願の弁理士費用は補助対象外です。

- ※選任(国内)代理人から国内または外国の代理人等に再度出願手続きを委託し、当該事業者から実際の出願国の現地代理人に出願を依頼するケースにおける当該仲介手数料の類は、直接各国の現地代理人へ依頼すれば要しない費用であるため、特段の事情がない限り、原則補助対象外です。
- ※「出願」に必要な経費の補助の観点から、登録料については、出願と同時に支払う場合であっても補助対象となりません。国際商標登録出願の日本国特許庁へ支払う費用は勿論、国際商標登録出願料に含まれている登録料、登録料と同類となる手数料等も補助対象外です。

(5)補助対象となる期間

交付決定の日から平成30年2月末日まで

(6)補助率及び補助上限額

①補助率:国補助金 補助対象経費の2分の1以内 県補助金 補助対象経費の4分の1以内

②補助上限額:1企業(グループ)

国補助金 3,000千円以内、県補助金 1,500千円以内

ア. 特許:1出願(案件) につき

国補助金1,500千円以内、県補助金750千円以内

イ. 実用新案・意匠・商標:1 出願(案件)につき 国補助金600千円以内、県補助金300千円以内

ウ. 冒認対策商標:1出願(案件)につき

国補助金300千円以内、県補助金150千円以内

※補助金は予算の範囲内で交付し、補助金交付にあたっては、審査委員会での審査結果等により、申請額を減額して交付決定することがあります。

3. 募集スケジュール・提出書類等

(1)募集期間·審査委員会

回数	募集期間	審查委員会予定日	交付決定時期
1次募集	平成29年6月1日 (木)	平成29年7月31日 (月)	平成 29 年
1	~7月3日 (月)	8月1日 (火)	8月中旬
2次募集	平成29年9月1日(金)	平成29年10月30日(月)	平成 29 年
*	~10月2日 (月)	10月31日 (火)	11月中旬

※予算の執行状況等によっては、2次募集を実施しない場合がありますのでご了承ください。

(2)書類の提出

①提出方法:次頁(3)の提出書類を作成のうえ、募集期間内に下記提出窓口へ郵送又は持参 (受付時間:9:00~17:30)により提出してください。 ②提出窓口: 〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階

公益財団法人にいがた産業創造機構 経営支援グループ 経営基盤強化チーム

(3)提出書類

下記 ① ② ③ ⑨ は指定様式がありますので、機構ホームページからダウンロードしてください

- ① ア. 特許・実用新案・意匠・商標の申請の場合
 - ○「国補助金に係る交付申請書」「様式第 1-1」及び「様式第 1-1 の別紙第 1 ※」
 - ○「県補助金に係る交付申請書」【新潟県】「様式第1-1」及び【新潟県】「様式第1-1 の別紙第1」※
 - イ. 冒認対策商標の申請の場合
 - ○「国補助金に係る交付申請書」「様式第 1-2」及び「様式第 1-2 の別紙第 1」※
 - ○「県補助金に係る交付申請書」 【新潟県】「様式第1-2」及び【新潟県】「様式第1-2 の別紙第1」※
 - ※「別紙第1」は、国内代理人に依頼しない場合は不要
- ② | 様式第 1-1 の別添「役員等名簿」
- ③ 事業概要説明シート
- ④ | 登記簿謄本の写し(個人事業主は住民票の写し、事業協同組合等は定款・組合員名簿)
- 事業者の概要(事業概要が明記されているパンフレット等でも可)
- ⑥ 直近2期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)の写し等
- ⑦ 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT 国際出願の場合は、PCT 国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国と したハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合に は、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION
- ⑧ | 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写しも可)
- ⑨ | 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金等)
- ⑩ | 先行技術調査等の結果

CERTIFICATE))

(外国特許庁への出願が共同出願の場合) 持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し

【注意事項】

- ○「国補助金に係る交付申請書」と「県補助金に係る交付申請書」の両方を同時に提出してください。国・県補助金分それぞれの単独申請はできません。
- ○提出書類の用紙サイズは全てA4に統一し、片面印刷で提出してください。
- ○マーカー・蛍光ペンは、コピーの際に消える可能性があるため使用しないでください。
- ○交付申請書・事業計画書内で記載されている「間接補助事業者」とは「申請者」を、また「間接補助金」とは「今回申請される補助金」を指します。

- ○申請書内の「外国出願経費合計」、「助成対象経費」の額の記入について、「国補助金に係る申請書」、「県補助金に係る申請書」とも同額を記入してください
- ○「間接補助金申請額」の額は、国・県それぞれの補助率により記入してください。
- ○「間接補助金申請額」は千円未満を切り捨てて記入してください。

4. 審査・採否について

審査委員会において、計画性、市場性、成長性、実現性などについてプレゼンテーションを行っていただき総合的に評価を行います(商標(冒認対策商標含む)は書類審査のみ)。

5. 状況報告書の提出

補助金交付決定後の事業の遂行状況及び収支の状況について、状況報告書(国の実施要領及び機構の交付要綱の「別記様式第5」)により中間報告を行っていただきます。

6. 実績報告書の提出・補助金額の確定

補助事業完了後、実績報告書(国の実施要領及び機構の交付要綱の「別記様式第6」)を提出していただきます。提出に際しては、外国特許庁への出願受理に関する応答書類と、出願に関する経費の支出証拠書類(請求書、領収書、金融機関の振込受領書等)の写しを添付してください。

【提出期限】補助事業完了後10日以内(最終期限:平成30年3月10日)

※期限までに書類の提出がない場合は、補助金の支払いが出来ませんのでご注意ください。

※補助金の支払いは、提出書類確認後、補助金額を確定した後で行います。

7. 補助事業者の義務

補助金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- (1) 補助事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (2)補助事業が予定期間内に完了することが出来ないと見込まれる場合は、速やかに機構に報告し、 指示を受けること。
- (3) 年度途中の補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書を提出すること。
- (4) 補助事業完了後、10 日以内に実績報告書を提出すること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 補助事業終了後5年間、各年における補助事業成果の実用化状況を報告するとともに、補助事業に関係するフォローアップ調査やヒアリング等に協力すること。
- (7) 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める 期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答す ること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由 を事情説明書等で報告すること。

8. 採択内容の公表について

補助金に採択(交付決定)された場合は、採択者の名称、所在地、出願種別について、機構ホームページ等で外部に公表します。また、交付決定金額、採択件数についても外部に公表する場合がありますのでご了承ください。

9. 補助事業の流れ

公益財団法人にいがた産業創造機構(NICO) ②企業はNICOへ補助金の 申請書を提出 ③NICOは申請書に基づく調査・審査の後、採択企業へ交付決定通知書を送付 ⑤企業はNICOへ補助事業 遂行状況報告書を提出 ⑨NICOは実績報告書等の検査後、企業へ補助金の額の確定通知書を送付 ⑧企業は事業完了後、NICOへ ⑪NICOは企業からの補助金請求書に基づき補助金の支払を実施 実績報告書等の提出 ①協力承諾書により、国内代理人へ当事業に ①企業はNICOからの額の 係る協力依頼、代理人の承諾 確定通知書に基づきNICO (依頼しない場合もあり) へ補助金請求書を提出 中小企業者等 国内代理人(弁理士等) 外国出願の実施 ⑦国内代理人から企業へ ⑥現地代理人から国内代理人へ 外国出願経費の請求、 外国出願経費の請求、 企業から代理人へ支払 国内代理人からの現地代理人へ支払 現地代理人

- ①協力承諾書により中小企業者等と国内代理人(弁理士等)間で協力関係を構築 (ただし、申請者自身が必要書類のすべてに対応できる場合は協力承諾書は不要です。)
- ②中小企業者等はNICO へ交付申請書 (国・県補助金それぞれの申請書を作成) を提出
- ③NICO は審査委員会を開催し、審査結果に基づき採択企業を決定(交付決定通知の送付)
- ④交付決定日以降から、国内代理人が現地代理人に依頼する等、外国出願を実施
- ⑤中小企業者等はNICO へ補助事業遂行状況報告書を提出
- ⑥国内代理人は現地代理人からの請求書に基づき、現地代理人へ外国出願経費を支払い
- ⑦中小企業者等は国内代理人からの請求書に基づき、国内代理人へ外国出願経費を支払い
- ⑧事業完了後(すべての補助対象経費の支払完了後)10 日以内に、中小企業者等は NICO 〜実績報告書等を提出(国・県補助金それぞれ分けて報告書を作成願います。)
- ⑨実績報告書等を確認後、中小企業者等への補助金額を確定 (額の確定通知書の送付)
- ⑩額の確定後、中小企業者等はNICO へ補助金請求書を提出
 - (国・県補助金それぞれ分けて請求書を作成願います。)
- MNICO は中小企業者等からの補助金請求書に基づき補助金の支払いを実施

<お問い合せ先>

公益財団法人にいがた産業創造機構 経営支援グループ 経営基盤強化チーム TEL: 025-246-0056 FAX: 025-246-0030 E-mail: torihiki@nico.or.jp